

加須市・羽生市水防事務組合情報セキュリティ基本方針

(令和8年2月9日管理者決裁)

(目的)

第1条 この基本方針は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6第1項の規定に基づき、情報システムの利用に当たってのサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保するための方針（以下「方針」という。）として、加須市・羽生市水防事務組合（以下「本組合」という。）が実施する情報セキュリティ対策について必要な事項を定めることを目的とする。

(方針)

第2条 本組合の方針については、加須市情報セキュリティ基本方針（平成28年12月28日市長決裁。以下「基本方針」という。）の例による。ただし、方針の適用範囲は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の例によることとする。

- (1) 本組合の職員 基本方針第4条第1項第1号に規定する一般職の職員
- (2) 本組合の職員以外 基本方針第4条第1項第1号に規定する特別職の職員（非常勤のもの）

(その他)

第3条 この基本方針に定めるもののほか、情報セキュリティ対策に関し必要な事項は、本組合が別に定める。

附 則

この基本方針は、令和8年4月1日から施行する。